

利用の手引

～個別労働関係紛争あっせん～



県花 でいご

沖縄県労働委員会

目 次

第1	労働委員会の御利用にあたって	1
第2	個別労働関係紛争あつせん	
1	個別労働関係紛争あつせん	1
2	個別労働関係紛争あつせんの対象となる紛争	1
3	申請方法	2
4	個別労働関係紛争あつせんの手順	2
5	申請書記載例	3

凡 例

この「利用の手引」に用いた法令名の略語は次のとおりです。

労働組合法	・・・	労組法
労働関係調整法	・・・	労調法
労働委員会規則	・・・	労委規
職業安定法	・・・	職安法
職業安定法施行規則	・・・	職安規

第1 労働委員会の御利用にあたって

労働委員会は、公益委員、労働者委員、使用者委員の三者構成により、中立・公正な立場で労使紛争の迅速かつ円満な解決について援助し、労使関係の安定を図る専門的な行政機関です。

賃金や労働時間などの労働条件や組合活動の問題について、労使間（労働組合と使用者との間、又は個々の労働者と使用者との間）で自主的に解決できない場合には、労働委員会の制度をお気軽に御利用ください。

労働委員会の委員や事務局職員が職務上知ることのできた労使の秘密にわたる事項は、労働組合法によって漏らすことは禁止されていますので、**秘密は厳守**されます。

また、労働委員会の利用にあたっては、**特別な費用は必要ありません**。

この手引きに掲げた申請書等の用紙は事務局に備えています。また、当委員会のホームページから直接ダウンロードすることも可能です。

→ 沖縄県労働委員会HPのURL : http://www.pref.okinawa.jp/site/rodo_i/index.html

その他御不明な点がありましたら、お気軽に当労働委員会事務局へお問い合わせ下さい。

<お問合せ先>

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1-2-2（沖縄県庁2階）

沖縄県労働委員会事務局 調整審査課

TEL 098-866-2551

FAX 098-866-2554

第2 個別労働関係紛争あっせん

当委員会では、個々の労働者と使用者との間で起こった労働条件等をめぐる紛争（個別労働関係紛争）のあっせんを行っています。

1 個別労働関係紛争あっせん

当事者の双方が話し合いによる解決を望む場合に、あっせん員(公・労・使委員の三者構成)が双方の意見を確かめ、歩み寄りを図り、話し合いによって解決することをお手伝いする制度です。

2 個別労働関係紛争あっせんの対象となる紛争

県内の事業所における個々の労働者と使用者との間で起こった労働条件、その他の労働関係の紛争で、具体的には労働時間、休日・休暇、賃金等、配転・出向、解雇、労働条件の不利益変更などの紛争をいいます。

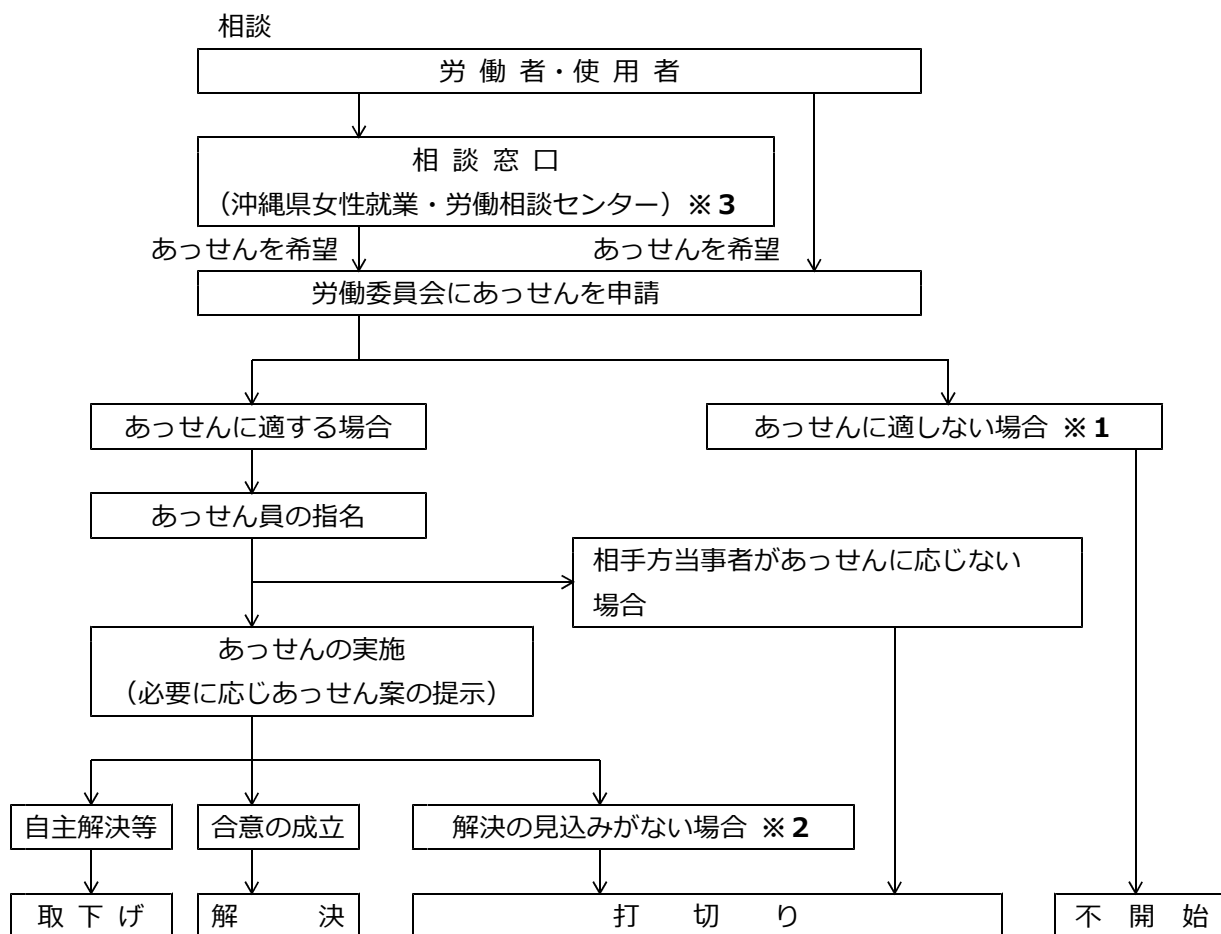
ただし、裁判所で係争中の紛争、労働基準法等に係る法令違反があるとして労働基準監督署における指導等が行われている紛争、労働局紛争調整委員会において指導・あっせんを行っている最中の紛争を除きます。

3 申請方法

申請は県内にある事業所に雇用されている(または雇用されていた)労働者及びその使用者のいずれからでもできます。あっせん申請書に必要な事項を記載して、労働委員会に提出してください。

4 個別労働関係紛争あっせんの手順

あっせんの流れは次のとおりです。



※1 あっせんに適しない場合とは

- 1) 裁判所で係争中の紛争か、又は裁判所の民事調停の手続が進行中の紛争
- 2) 裁判所で判決が確定したか、又は民事調停や和解が成立した紛争
- 3) 労働審判法（平成16年法律第45号）の手続が申立てられている紛争、又は労働審判法による調停が成立した若しくは労働審判が行われた紛争
- 4) 労働基準法（昭和22年法律第49号）等に係る法令違反があるとして労働基準監督署における指導等が行われている紛争
- 5) 個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律（平成13年法律第112号）に基いて他の機関において助言・指導、あっせん等を行っている最中かすでに解決した紛争など
- 6) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）に基いて他の機関において助言・指導、あっせん等を行っている最中かすでに解決した紛争など
- 7) 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）に基いて他の機関において助言・指導、あっせん等を行っている最中かすでに解決した紛争など
- 8) 短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成5年法律第76号）に基いて他の機関において助言・指導、あっせん等を行っている最中かすでに解決した紛争など

※2 解決の見込みがない場合とは

- 1) 関係当事者間の意見の隔たりが大きく、歩み寄りの妥協点を見出すことが難しい場合
- 2) あっせんを続けることができないか、又は続けるべきでないと判断される場合

※3 「沖縄県女性就業・労働相談センター」の詳細は沖縄県商工労働部労働政策課のホームページをご覧ください。→URL : http://www.pref.okinawa.jp/site/shoko/rosei/joseishugyo/senta_gyoumu.html

5 申請書記載例

個別労働関係紛争のあっせん申請書の記載例は次のとおりです。

第1号様式（第3条関係）

△△年△△月△△日

沖縄県労働委員会会長 殿

申請者

氏名

〔法人にあつては、名称及び
代表者職氏名〕

労働者が申請する場合は、申請する個人の氏名を記載してください。

会社が申請する場合は、会社の名称及び代表者職氏名を記載してください。

個別労働関係紛争あっせん申請書

次のとおり、個別労働関係紛争に係るあっせんを申請します。

1 関係当事者

(1) 使用者

所在地 沖縄県〇〇市字〇〇 △丁目△番△号
 Tel (△△△) - △△△ - △△△△
 名称 〇〇〇株式会社
 代表者職氏名 代表取締役 〇〇〇〇
 事業の種類 〇〇〇製造業
 従業員数 △△名 (男 △△名、女 △△名)

(2) 労働者

氏名 沖繩 太郎
 雇用形態 正社員、パート・派遣職員・その他 ()
 勤続年数 △△ 年

2 あっせん事項

(1)解雇の撤回

(2)解雇の翌日からの給与等の支給

(3)

(雇止めの撤回、解雇撤回、賃金未払いなど簡潔に記載してください。)

(裏面)

(申請に際してのお願い)

申請に至るまでの経過については、別添に記載してください。

注 申請事項に関する配転、雇止め、解雇などが実施された日や、その前後に当事者間において申請事項に関する話し合いなどを行っている場合は、その内容を時系列で簡潔に記載してください。

申請者の住所及び連絡先記載欄
住 所 <u>〇〇〇市字〇〇〇△△-△△-△△</u>
TEL <u>〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇</u> E-mail <u>△△△@△△△△</u>

別添

申請に至るまでの経過

年月日	経 過
△△年 △△月△△日	会社から解雇通告がされた。解雇理由として・・・の説明があったが、内容に納得できず解雇には応じられない旨返答した。
△△年 △△月△△日	第1回目の話し合いをしたが、進展はなく折り合いがつかなかった。
△△年 △△月△△日	話し合いが進展せず、納得しないまま通告日が経過し解雇された。
△△年 △△月△△日	沖縄県女性就業・労働相談センターで相談したところ、労働委員会のあっせん制度利用のアドバイスを受け、労働委員会へあっせん申請を行った。